

カテゴリー	#	質問	回答
本事業 について	1	外国人観光案内所機能強化実証事業とは何か。	外国人観光案内所の課題を解決しつつ、機能を強化する取組を実証実験として実施し、今後の外国人観光案内所の強化方を明らかにするため、DX推進による①案内所によるサービスの更なる高度化、②案内所間の連携強化、③案内所の情報発信強化、④案内所に関する持続可能な観光等に資する提案を募集し、当該実証実験として実施する事業です。
	2	外国人観光案内所機能強化実証事業は補助金事業なのか。	本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものです。
応募条件 について	3	本事業の対象はどのような事業者か。	本事業は、観光案内所、又は観光案内所と連携する事業者が対象となります。
	4	応募条件の(2)について、当該代表事業者等の「等」には何が含まれるのか。	今回の公募では、観光案内所または観光案内所と連携した事業者いずれかを代表とする応募を受け付けます。観光案内所は主体が様々なため、観光案内所が代表となる場合を含める意図で「等」としております。
	5	複数社で応募する場合、事業者数の上限はあるか。	事業者数の上限は設けておりませんが、複数社連携で応募する場合は代表事業者等を決め、当該代表事業者等が代表して応募することとし、当該代表事業者等は本事業を遂行する責任を負っていただきます。
	6	既存事業での応募も可能か。	既存の取組そのものに係る経費は対象となりません。既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
対象となる 事業について	7	応募テーマはすべて網羅する必要があるか。	4つのうちどれか一つのテーマでもご応募いただけます。複数テーマでも可能です。4つのテーマすべてを網羅することは必須ではありません。
事業費 について	8	事業費の上限が1,500万円とあるが、追加される可能性はあるのか。	1事業者につき1,500万円を上限としています。提案の金額にかかわらず、採択件数の多寡や、有識者委員からの意見等を踏まえた上で、事業内容・事業費を調整します。
	9	事業費が調整されることを見越して1,500万円以上の提案をすることは可能か。	あくまで上限は税込み1,500万円となりますので、その範囲内でのご提案をお願いします。
実施内容 について	10	本事業の実施内容について、「実証結果の分析・評価」とあるが、応募テーマにかかわる分析・評価のみでよいか。	応募テーマに関する分析・評価をお願いします。
	11	事業報告書の作成とあるが、報告書のフォーマットに指定はあるか。	日本産業規格 A 列 4 版 (A4)、横書き、日本語で作成してください。図表を入れていただくことは可能です。
	12	現時点で事業報告書の内容や分量はどの程度を想定しておけばよいか。	事業内容や当初立てた仮説、検証結果など、本事業にふさわしいと思われる内容が必要十分に含まれていれば、分量の指定はありません。
経費について	13	人件費の単価は各社基準で計上することによいか。	公募内容にあるルールにのっとり記載をお願いします。
	14	人件費を計算する際の「従事日」と「従事時間」はどのように区分すればよいか。	提案内容に即した本実証事業に従事する役務提供期間を計上してください。
	15	恒常的に雇用しているスタッフの人件費も対象となるのか。	事業計画書・報告書等の作成、サービス開発、実証事業、分析・評価、モデル構築等に従事した時間にかかる人件費であれば計上可能です。
	16	旅費について、証憑は何かが必要か。	必要です。公募内容にあるルールにのっとり計上をお願いします。地下鉄など領収書の出ない交通費の処理については、HPでの経路検索等、旅費を使用した金額等が分かるものによる報告等が必要です。

カテゴリー	#	質問	回答
経費について	17	消耗品費について、「当該事業のみで使用されることが確認できるものに限る」とあるが、確認はどのように行うのか。	事務局での証憑確認の際に、用途が本事業を行うために必要と事務局が判断すれば経費として認められます。
	18	余った消耗品の取り扱いはどのようにすればよいか。	余剰分の消耗品については経費として認められません。
	19	外注費と再委託費は何を基準に区別すればよいか。	本事業においては、採択された実証事業者が別の事業者にも業務の一部を委託する場合、すべて「再委託費」となります。
	20	再委託費の上限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、事業の主たる部分の再委託はできません。
	21	どのような追加備品であれば経費として認められるか。	公募要領P6,7の「対象経費」の記載の通りです。
	22	「営利のみを目的とした活動に関する経費」は経費の対象にならないとあるが、本事業の目的と合致していても認められないのか。	目的に合致した実証事業であり、効果検証を行い、外国人観光案内所の機能強化につながるモデル構築に必要な経費であれば認められます。
	23	「国の支出基準を上回る謝金費用」は経費の対象にならないとあるが、その基準とは何か。	以下のURL内の【別表2】をご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/common/001229357.pdf
	24	経費はいつを起点に請求対象となるか。	採択された日を起点として計上することができます。
実証事業者の選定について	25	何件採択する予定か。	4件程度を想定しています。
	26	選定基準について、「応募内容が『Ⅱ.募集内容』の『2.募集対象事業』に掲げる要件を満たしていること」とあるが、該当箇所に要件としての記載がないが、要件とは何か。	応募テーマに即している内容になっているかという点を基準とさせていただきます。
	27	審査項目の配点について教えてほしい。	配点については公表しておりません。
その他	28	検討会とは何か。	以下URLをご参照下さい。 https://www.mlit.go.jp/kankochu/jnto_tic_kinoukyouka.html
	29	本事業における成果物に関する著作権はどこに帰属するのか。	事業実施報告書等本事業の成果物についての著作権は、すべて観光庁に帰属するものとします。
	30	本事業で新たに生まれる知的財産権はどこに帰属するのか。	サービス開発・技術開発等により生じた知的財産権は、本事業の契約に基づき、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条（日本版バイ・ドール条項）第1項の規定を準用し、同項の各号に掲げられた事項を満たしていることを条件として、原則として技術開発を実施した企業等に帰属するものとします。